

議案第 23 号

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険税条例（昭和 29 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、埼玉県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条第 2 項中「前項」を「前項第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」を「第 1 項第 2 号」に、「所得割額及び」を「所得割額並びに」に改め、同条第 4 項中「第 1 項」を「第 1 項第 3 号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第 5 条の 2 第 1 号中「（昭和 33 年法律第 192 号）」を削る。

附則第4項中「（次項から附則第8項までにおいて「公的年金等所得」という。）」及び「次項から附則第8項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。」を削る。

附則中第5項から第8項までを削り、第9項を第5項とし、第10項から第20項までを4項ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定（「所得割額及び」を「所得割額並びに」に改める部分に限る。）及び附則の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成30年2月23日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の課税額に係る規定等を改めるとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。